

平成25年度 業務実績報告書

平成26年 6月

公立大学法人岐阜県立看護大学

法人の概要

1 法人の現況

(1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

(3) 設立年月日

平成22年4月1日

(4) 役員の状況（平成25年5月1日現在）

理事長 小西 美智子

理事 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 佐藤 昭三

理事（非常勤）岡安 賢二

監事 芝 英則

監事 安達 和平

(5) 組織図

別紙のとおり

(6) 職員数（平成25年5月1日現在の教員・事務職員数）

教員 53名（学長含む。） 事務職員 26名

2 法人の基本的な目標

(1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

(2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置き、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に Outreach 共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

3 設置する大学の概要

(1) 名称

岐阜県立看護大学

(2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- ・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

(3) 看護学研究科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

イ 教育目標

(ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多様なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

(イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのために、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解がで

き、実践の改善・改革の研究を指導できる能力

- ・ 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻(博士課程)開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況(平成25年5月1日現在の学部学生・大学院学生数)

看護学部 322名

看護学研究科 42名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース(慢性看護、小児看護、がん看護)を開講した。
大学院博士前期課程に専門看護師コースの平成24年度修了生2名が専門看護師認定審査に合格し、本学修了者の専門看護師は7名(慢性看護1名、小児看護3名、がん看護3名)となった。

全体的な状況

1 大学の教育研究等の質の向上の状況

看護学科の教育では、学士課程教育の集大成として取り組む卒業研究に関し、看護職としての生涯学習の基礎となるように充実させることを目的とし、平成24年度実施の「学生の思考過程と教員の指導の特性」に関する調査の結果を分析し、本学の人材育成目標としている看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職者として責任をもって取り組むこと等の方向で思考を発展させていることを確認した。当該分析結果を教員会議にて教員全員で共有し、これらをふまえ今後の改善のための検討を推進することとした。学生が主体的に学修する能力を育成することを目指し、主体的学修能力育成における教員の役割について研修会を行うとともに、シラバス（授業計画）作成において、学生が自主的に学修を推進できるシラバス（授業計画）内容となるように改善を図った。また、入学者の特性に合わせた看護学概論の在り方について昨年度実施した授業評価内容を踏まえ、各領域において授業方法を再検討し、改善実施し、学生による授業評価において学修に対する学生の高い満足度を得た。

大学院看護学研究科においては、看護実践研究の指導方法充実を目指して、今年度は博士前期課程1年次の指導に焦点をあて研修会を開催し、これまでの指導実績を踏まえ今後の指導の在り方について検討を行った。専門看護師教育課程の基準が38単位以上になることを踏まえ、共通科目Bの審査基準に基づき臨床薬理学の授業内容を検討し、学生の履修可能性を高めるため夏季の集中授業として開講した。また、平成24年度の修了者の専門看護師資格試験申請に向けた支援を行い、申請を行った2名（がん看護、小児看護）が合格し専門看護師資格を取得した。看護学研究科博士前期課程修了時に実施している学生・同僚・上司の3者からの看護実践研究に対する評価内容を、看護研究指導方法の改善及び教育体制の充実に繋げていくことを推進した。

教員の研究教育能力の育成・活動方法についても検討し、教員の看護系大学院博士前期課程及び博士後期課程への進学を支援し、本学を含め、看護系大学院博士前期課程には6名の教員が、博士後期課程に8名の教員が就学している。科学研究費助成事業について平成25年度は申請した7件のうち3件が採択されたことにより、教員の16名（30%）が研究代表者となった。本学紀要への掲載論文数は総説1編、原著5編、研究報告5編で計11編となり質量ともに増加した。また、大学院修了者が修士論文を指導教員と共著で紀要に投稿できる制度を活用し、3編が原著および研究報告にて掲載された。関連する専門領域の学会学術集会への発表演題数は国内学会が33編、海外の国際学術集会での発表が4編あった。1名が平成25年度の海外研修支援制度を活用して海外の学術集会で発表した。

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視し、本学教員と現場看護職者が共に看護実践の改善・工夫・改革を目指す共同研究事業を開学以来推進し、平成25年度は17課題に取り組み、「共同研究報告と討論の会」を開催し152名の看護職者の参加を得た。その報告書は冊子とホー

ムページにPDF公開した。岐阜県看護実践交流会会員への研究支援は10課題について行い、課題ごとに教員2名が支援した。岐阜県内で就職している本学卒業者の看護実践研究能力の育成を支援するために、平成24年度から「卒業生研究支援事業」を開始し、今年度は4名（助産師、看護師、養護教諭）に助成金支給と指導教員2名をそれぞれ選出し、看護実践研究を支援した。本学卒業生への生涯学習支援として新卒者・卒後2年者の交流会、看護実践を語る会をそれぞれ2回開催し、教員を含めて小グループで意見交換し、看護実践活動の継続と進展を支援した。看護実践研究指導事業は、県内看護職者を対象に、継続4課題と新規2課題で計6課題について講演・ワークショップ・グループワークを行った。その結果岐阜県内の保健・医療・福祉機関で就業している看護師、保健師、助産師の看護実践活動に関する研修プログラムとなり、看護の質向上に貢献できた。

岐阜地域の医療保健に関わる課題について、看護学、医学、薬学、歯学、獣医学、リハビリテーション学等が連携してチームで支援する取り組みを進め、その成果を学生の学修環境にも反映させ、幅広い視野を持った専門職の育成を図ることを目的に設置した「岐阜医療系大学連携推進協議会」の活動を継続実施した。

2 業務運営の改善及び効率化の状況

法人移行後4年目を迎え、法人としての機能を生かしながら大学運営に臨むことができつつある。

業務運営については、法人運営のより一層の基盤整備をめざし各業務の目的に沿って改善と取り組みながら着実に進めている。理事会、審議会の委員として学外者が加わることで学外者の視点での運営参加や専門家の内部監査による業務運営の適正化も着実に進められている。

平成25年度は理事長兼学長及び役員である学部長、研究科長の任期満了時期がそれぞれ重なることとなったため、これらについての改選をそれぞれの規程に基づき適正に実施し、次年度からの新体制を整えることができた。

職員人事に関しては、事務職員については職員のプロパー化計画に基づき、平成25年度は3名採用し県からの派遣職員を3名解消した。そのうち1名（司書）は1年間の任期付き採用であったため、平成26年度の新規採用に向けて採用試験を実施した。今後も順次職員採用を実施し、県派遣職員の解消と職員の専門性強化を図っていく。また、平成24年度に制度化した新規採用職員に対する研修内容を改善しつつ、平成25年度においても新規採用職員に研修を実施した。少人数体制の事務局にあっていかに効果的な人材育成を図っていくかは本学の重要なテーマの一つであり、今後とも充実に向けた取り組みを行っていく。一方、教員については、特に全国的にもまだ不足している看護系教員については単なる情報収集にとどまらず多面的に情報収集を行い優秀な人材確保に努めている。平成25年度は前年

度で退職した教員の補充に合わせて3名の教員を新規採用した。開学から14年が過ぎ、卒業者が大学の教員へと進む者が現れ、本学の教員としても幾人かが戻ってきており人材育成のいい意味での循環がみられる。今後、また看護系教員が不足する状況の中で優秀な教員の確保には環境整備が必要であり、今後も裁量労働制を始めとする研究環境や執務環境の整備にも努めていく必要がある。

事務の改善、効率化については恒常的に取り組むべき課題となっている。平成23年度から取り組みを行っている各業務の個別マニュアルの作成や手引きの作成なども継続して行っており日常的な業務についての基本的な処理について容易に取り組めるよう事務職員各自が工夫を図っている。これについては今後も個人レベルでの意識を高め、積極的な取り組みができるよう目標管理制度などを通じて意識改革を図っていくこととしている。

危機管理については、災害発生時における迅速な対応が進められるよう前年度の試行に引き続き安否確認訓練を試行した。平成25年度は全職員と全学生に対して実施し、今後の恒常的な訓練に向けての検討を重ねた。また、情報の管理について、平成25年度学生向けに研修を実施し、最近危惧されているSNSが有する危険性への認識について外部から専門の講師を招いて啓発を行った。なお、感染症等の健康危機管理への対応については、特別な発生事例はなかったが、これまでと同様常に早急の対応ができる体制で臨んでいる。

3 財務内容の改善の状況

本学は、一学部一学科だけの小規模大学であり、他大学と比べ財政規模も小さく、また自己財源比率も低い。その中で特色ある大学運営を実現していくためには、限りある財源のなかで可能な限りの効率的な執行により重きをおかざるをえない状況にある。

平成25年度の経費の節減対策の一つとして、平成26年度からの消費増税への対応として次年度執行が予定されている物品、消耗品等について可能な限り前倒して執行し、増税の影響を軽減することに努めた。また、複数年契約の実施、あるいは節電への取り組みとして電力使用量の職員・学生への公表、夏休みの一斉休業の実施等、きめ細かい対策も引き続き実行した。一方で、積極的な取り組みとして外部資金の確保に向けた方策も進め、特に学術研究助成基金助成金の獲得に向け主として若手教員の取り組みを拡大支援していくため学内において研修会を平成25年度においても開催した。そのほか、職員宿舎等の将来の大規模修繕を踏まえ宿舎収入の基金化、消費増税や電気料金の値上げなどの経常経費のやむを得ない増加にも対応できるよう目的積立金の一部について財政調整のための基金化を図ることとした。

予算編成については、これまで毎年前年度の予算執行を検証しており、その経緯をふまえ平成26年度予算の策定においてより適正な編成とすることができた。

なお、年度当初には予算編成方針や予算の95%執行等を目指した方針を全職員に周知するなど全学レベルで本学の財務体質の特質を理解し共通認識を持てるよう図っている。そうした努力を積み重ね、その結果生ずる剰余金の確保や帰属意識の向上によりさらに大学全体の財務改善が進められるよう循環システムを定着化していくことを目指していく。

4 自己点検・評価及び情報提供の状況

法人と教学組織としての大学においてそれぞれの平成25年度の活動について自己点検・評価を全学的に実施した。それとともに平成24年度自己点検・評価結果をまとめた報告書を作成した。

平成22年度に実施された外部認証機関（財）大学基準協会による大学の認証評価において特に意見は付されなかったが、助言として受けた5つの事項のうち改善が未済であった3つの事項（シラバスの改善、大学院の学位授与方針の明示、研究活動の促進）について、それぞれ助言に沿った改善を実施し全ての助言事項への対応ができた。なおこれについては次年度に（財）大学基準協会へ報告する。

大学の活動の情報提供については、すでに規則で定められた内容の公開や大学の成果物についてホームページ等で公表し大学の姿について明らかにしており、内容を毎年度更新している。なお、ホームページは重要な広報の手段であることから次年度以降において全面的に改訂し外部者が一層容易に利用できるよう便宜を図っていくため構想に着手し、次年度において具体化していくこととしている。

5 その他業務運営に関する重要事項の状況

施設設備については、中期修繕計画に基づき入退室管理システムの更新を実施した。また、開学以来10数年が経過し施設の老朽化に伴い課題となっている雨漏り等への対策のため具体的な修繕箇所を調査した。その検討結果により大規模な修繕が予想されるため次年度において県への予算要求に向けた取り組みを行う。

倫理に関しては、ハラスメント防止対策のため、教員及び事務職員全員を対象に学内で研修会を開催し、専門家による講演とその後のグループ演習により啓発予防に努めた。

環境対策については、省エネルギー計画の策定を進めた。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果		
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	III			
			イ 業務実施体制の確立	56	III			
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57				
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58				
		(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59				
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	III			
		(4) 業務運営の適正化	ア 内部監査制度の構築	61				
			イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62	III			
		2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(7) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	III	
					(4) 任期付き雇用制度の創設	64		
	イ 事務職員			(7) 社会人採用枠を含む事務職員プロパー計画の作成	65	III		
	(2) 評価制度の構築			66	III			
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実			67	III		
			(2) 事務職員の育成		68			
		(3) 事務の効率化	ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	69	III			
			イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	70	III			
	4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) 危機管理マニュアル作成と体制の確立	ア 危機管理マニュアルの作成	71	II			
			イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等	72	III			
		(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策	73				
			イ 地域関係者との適切な連携体制の確立	74				
(3) 健康危機管理と対策		ア 各種感染症の予防指導の推進	75					
		イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備	76					
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			77	III				
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	(1) 外部資金の獲得		78	III		
	(2) その他自己収入の確保		ア 学外者への施設等の有料開放	79				
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	80				
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	81	III				

		(2) 管理的経費の削減	82	Ⅲ	
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		83		
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	84		
		(2) 機関別認証評価の受審	85		
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	86		
		(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	87	Ⅲ	
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実	88	Ⅲ	
		(2) 中長期的な施設整備計画の策定	89		
		(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	90	Ⅲ	
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	91	Ⅲ	
		(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	92	Ⅲ	
		(3) 研究費等経費の不正使用の防止	93		
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	94	Ⅲ	
		(2) 環境の保護に関する基本方針の策定	95		

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の実等々の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		

<p>(7) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01	<p>(7) 確立した卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導を継続実施する。</p> <p>(4) 学生及び教員による授業評価に基づく改善措置の実施体制を継続し、平成24年度に構築した公表方法を実施する。</p>	<p>(7) 看護学統合演習にて4年次の7セメスター終了時に卒業時到達目標を基準とした到達度評価を実施して学生の自己学習を促進し、8セメスター終了時に再度到達度評価を実施して到達目標の達成を確認した。</p> <p>(4) 授業科目別に授業担当教員が、当該年度の改善事項、次年度改善計画、他の科目との関連での充実・精選・効果的な方法についてまとめ、教授会で周知し改善する体制を継続実施した。また、学生による授業評価の結果（客観的指標による項目）に教員によるコメントを付して掲示にて公表した。</p>	
<p>(4) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02	<p>(7) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、授業展開方法の検討内容を踏まえ改善実施する。</p>	<p>(7) 1年次1セメスターにおける4領域看護学概論学外演習において、領域毎に演習目標の見直しと演習方法の改善に取り組み、9割以上の学生から演習目標が「達成できた」「だいたい達成できた」という評価を得た。</p>	
<p>(7) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03	<p>(7) 看護専門職として主体的な自己を高めるための教養科目の充実を目指し検討内容を踏まえ実施する。</p>	<p>(7) 看護職者として主体的な自己を高めるための教養科目の充実をはかる目的で教養科目（コミュニケーション論、ジェンダー論）の配当セメスターを4年次から3年次に変更し、学びを4年次の卒業研究の実習に生かせるようにした。</p>	
<p>(7) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04	<p>(7) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取組みを企画しているのか、思考過程の確認を踏まえ、生涯学習の基礎の充実を図る。</p>	<p>(7) 平成24年度卒業研究履修学生が卒業研究を通してどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取組みを企画しているかという思考過程について、分析結果を教員間で共有した。</p>	
イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(7) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p> <p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p>	05	<p>(7) 博士前期課程の看護学特別研究の一年次の4領域に共通する指導内容を明文化する。</p> <p>(4) 博士前期課程の看護学特別研究の二・三年次の指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロ</p>	<p>(7) 1年次における看護学特別研究の指導として、領域を超えた協働授業を7月及び11月に継続実施した。また、協働授業に対する教員の実施評価に加えて、学生の授業評価を追加実施し、</p>	

<p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>		<p>ップメントを実施する。</p> <p>(f) 修士論文審査委員会における論文審査基準の確認方法について、教員間で検討する。</p>	<p>その結果を基にFD研修会において、1年次における指導内容を明らかにした。</p> <p>(i) 博士前期課程の特別研究指導に関するファカルティ・ディベロップメントを9、10、1月の3回実施した。</p> <p>(j) 修士論文審査委員会における論文審査方法を確立した。</p>	
<p>(i) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	06	<p>(k) 博士前期課程・博士後期課程の学位授与方針を明文化し、学生に周知する。</p>	<p>(k) 博士前期課程・博士後期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て次年度学生便覧に明記することとした。</p>	
<p>(j) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。</p>	07	<p>(l) 初級から中級レベルまでの看護職である学生の看護実践改善・改革者としての能力を高めるため、看護基礎教育課程の特徴を踏まえた教育方法の充実について検討する。</p>	<p>(l) 看護実践研究指導を検討するFD研修会を行い、学士課程卒業者の特徴及び指導方法の工夫点等の指導の現状を共有し、引き続き検討することとした。</p>	
<p>(k) 専門看護師育成コースの充実を図る。</p>	08	<p>(m) 専門看護師教育課程基準の変更に伴う授業科目の追加により、本研究科の専門看護師コースの教育課程の充実を図る。</p>	<p>(m) 専門看護師教育課程基準が26単位から38単位以上への移行期にあることを踏まえて、平成25年度から、看護学共通科目において臨床薬理(2単位)を開講した。他の授業科目(病態生理学2単位、フィジカルアセスメント2単位)について検討した。</p>	
<p>(k) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。</p>	09	<p>(n) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価を実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策を講ずることを継続する。</p>	<p>(n) 平成24年度修了者を対象として行った三者評価において、本研究科で付与すべき能力に合致した学びが確認できたことから、現行の教育課程・指導</p>	

			体制を継続することとした。										
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施													
(7) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評価を行う。	開学2年目以降の入学試験(推薦、前期、後期)種別に在学期間中の休学・退学および免許取得状況を分析するとともに、試行的に平成25年3月の卒業生について、入学試験種別に4年間の成績を比較分析した。その結果を踏まえて、従来通りの試験を実施した。										
(4) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11		中期計画達成済										
イ 広報活動の充実													
(7) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12	(7) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、在学生による母校訪問、大学案内等の刊行等を継続実施し、自己点検を行いつつより良いあり方を目指す。	(7) 広報活動対策会議の方針に基づき、オープンキャンパス等広報に関して検討し、中学生、高校生及び保護者、教員への理解度が高まるように、出張式大学説明会を継続実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>開催日</th> <th>参加者数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンキャンパス</td> <td>平成 25. 8. 4～8. 5</td> <td>822 名 (H24 年度 778 名)</td> </tr> <tr> <td>出張式大学説明会</td> <td>平成 25. 4 月～平成 26. 3 月、36 件 (高校 22 校・岐阜県看護協会等)</td> <td>680 名 (H24 年度 543 名)</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	平成 25. 8. 4～8. 5	822 名 (H24 年度 778 名)	出張式大学説明会	平成 25. 4 月～平成 26. 3 月、36 件 (高校 22 校・岐阜県看護協会等)	680 名 (H24 年度 543 名)	
内 容	開催日	参加者数等											
オープンキャンパス	平成 25. 8. 4～8. 5	822 名 (H24 年度 778 名)											
出張式大学説明会	平成 25. 4 月～平成 26. 3 月、36 件 (高校 22 校・岐阜県看護協会等)	680 名 (H24 年度 543 名)											
(4) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13	(4) 県内ニーズに対応した博士前期課程の志願者を確保するための方法を充実させることを継続する。 (7) 専門職としての能力向上の一環として大学院での学修が認識されるように、同窓会等と協力して大学院進学を働きかける。	(4) 「岐阜県看護実践研究交流集会」及び本学主催の「共同研究報告と討論の会」において、本学の生涯学習支援事業を説明し活用を促した。また、卒業生・修了者の就業が多い病院の看護部との「人材育成に関する情報交換会」、県主催の各種研修会にて、大学院での学修を勧めた。										

			(ウ) 「看護実践を語る会」を7月、11月に実施し、同窓会と協力して、卒業者の交流を図るとともに大学院での学修について情報提供を行った。	
(3) 学生支援 ア 学修支援				
(7) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(7) 教務委員会と学生生活委員会が協働して行う個別指導や面接により強化した支援体制を継続する。	(7) 1年、2年次生については、学生生活委員会及び学生相談教員が行う全員を対象とした定期的個別面談を実施し、教授会で報告することを継続した。また、その後教務委員会及び関連委員会、さらに各領域で協議し、継続的に学生を支援する体制についても継続実施した。	
(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(イ) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を継続する。	(イ) すべての科目における学生の授業評価及び教員の授業評価を確実に実施し、組織的に改善を図る課題を明らかにして課題解決に取り組み、学習支援の充実をはかった。	
(9) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16	(9) 看護学統合演習において、学生自身の振り返りを支援する過程を通して学生の主体的な学修を促進する。 (エ) 学生の主体的な学修が促進するように、さらにシラバスの内容の充実を進める。	(9) 看護学統合演習終了時の学生による授業評価では、ほとんどの学生は「自身の看護実習体験を振り返る機会となり課題を明確にすることができた」と評価しており、看護学統合演習は主体的な学修の機会となっていることを確認した。 (エ) 教務委員会、教養専門関連科目運営委員会及び各領域教員が協力してシラバスの学習課題・学習内容及び成績評価欄の記載を充実させた。学年別ガイダンスにおいて、シラバスの活用に関する学生への説明を強化した。	
(エ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17	(4) 平成25年度の学生生活実態調査を行い、学修環境及び学生生活について検討する。	(4) 学生生活実態調査を実施し、その結果を教務委員会及び学生生活委員会で検討し、さらなる学習環境整備に関する課題を整理した。具体的には、学生自習室を全面的に改装し、机や椅子の新規配備、個別学修ブースの設置等を実施した結果、利用者が増加した。	

<p>(カ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。</p>	18	<p>(カ) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、修学支援を継続する。</p> <p>(キ) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への報告を強化し、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用した支援を継続する。</p>	<p>(カ) 博士前期課程2、3年次生と年度当初に懇談会を開催し、学生の要望に対応した。具体的にはエレベーター前の教員用ボックスの1つを学生への連絡用メールボックスとした。</p> <p>(キ) 看護学特別研究について、職場の同僚・上司及び看護管理者への報告を半年に1回実施することとし、遠隔地の学生の利便性を高めるために、テレビ会議システムの活用を促した(20回/年)。</p>							
イ 学生生活支援										
<p>(7) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。</p>	19	<p>(7) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関わる相談・支援を行い、学生生活を豊かにする活動の活性化を図る。</p>	<p>(7) 学生自治会による新入生歓迎会、岐看祭及びクリスマスコンサート等の開催に際して、学生生活委員会が学生の主体性を尊重し、学務課と連携しながら相談支援を行った。また、サークル顧問教員とサークル活動の実態について情報共有し、組織的な問題対応をはかった。</p>							
<p>(4) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。</p>	20	<p>(4) 大学独自の授業料減免制度を継続し、さらに奨学金制度の検討を開始する。</p>	<p>(4) 大学独自の授業料免除制度に基づき、授業料減免判定会議を開催し、経済面の支援を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1294 820 1771 943"> <thead> <tr> <th>セメスター</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度前期</td> <td>全額3人、半額2人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度後期</td> <td>全額3人、半額1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、大学独自の奨学金制度の新設を検討した。</p>	セメスター	人数	平成25年度前期	全額3人、半額2人	平成25年度後期	全額3人、半額1人	
セメスター	人数									
平成25年度前期	全額3人、半額2人									
平成25年度後期	全額3人、半額1人									
<p>(9) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。</p>	21	<p>(9) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教員による支援を継続する。</p>	<p>(9) 1、2年次生の学生生活への適応を支援するため、学生生活委員会委員と学年相談教員が個別面接を実施し、課題を教員会議で共有し、学生生活を支援した(1年次生：6月、2年次生：12月)。また、学生向け研修会として、若年消費者被害未然防止セミナー(6月)、交通安全セミナー(10月)、薬物乱用防止に関するセミナー(11月)に加えて、新たに情報セキュリティ研修(7月・10月)を行った。</p>							
<p>(エ) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。</p>	22	<p>(エ) 定期健康診断とその結果について、校医等の意見に基づき保健師による健康管理と保健指導を行</p>	<p>(エ) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が全員に個別に面談し結果を返して、学生の主体的な健康管</p>							

		う。また、健康管理室報告を作成し、今後の対策資料とする。	理を促進するために健康相談や生活指導を実施した。要精検の学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指導を行った。また、健康管理年報（平成25年）を作成し、全教職員に配布した。	
(d) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。 また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。	23	(d) 学校保健安全法に基づき、平常時及び非常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師（精神科顧問医）の助言相談・協力体制を継続実施する。 (e) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの定期的活動を継続実施する。また、学生指導に関しては精神科顧問医との相談の場を活用して支援を充実させる。	(d) 学生の心の問題に適切に対応するため、精神科顧問医に学生の心の問題について助言を受ける相談会を6回、電話による相談を2回（2件）実施した。 [相談会]（5月、7月、9月、11月、1月、3月）相談学生数 延べ18名 (e) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリングの開設を継続した（利用件数18件）。なお、緊急を要する場合は、学生相談教員部長もしくは学生生活委員長に連絡し、早期に対応できる体制を継続した。	
(h) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。	24	(h) 全学的な健康危機管理体制に基づき、各種感染症の予防指導を推進し、学生の自己管理を継続実施する。	(h) 学生の自己管理を促進するために、保健師が時期に応じた健康に関するテーマを取り上げ、「健康管理室だより」を作成し、学生掲示板に掲示し情報提供した（7回/年）。インフルエンザ流行期前の10月には手洗い等の感染予防策について、11月はノロウイルスの感染予防方法と感染が疑われた際の対処法等について、1月は感染予防のために日常生活を整えること等について周知を図った。また、1事例発生ごとに健康の自己管理を全学的に呼びかけた。	
ウ 就職支援				
(7) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。	25	(7) 県内施設及び卒業生の協力を得て、一年次・二年次・三年次学生が看護という仕事の本質や魅力を再確認できる就職ガイダンスを実施する。	(7) 就職ガイダンスは、1年次から4年次における体系的な年間計画を整備して実施しているが、2年次生および3年次生が主体的かつ具体的に就職について考えることができるように、県内の医療施設（13施設）の参加を得て、看護部長や卒業者等による全体説明会と個別相談会を開催した（1月、2、	

			3年生次約140人参加)。また、3年次生と参加施設および市町村・保健所・小中学校に就業している卒業者との交流会を開催し、各施設の研修体制や就職に向けた準備等について具体的に相談できる機会を設けた。																									
(イ) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。	26	(イ) 就職情報の閲覧をしやすくして、学生が進路を選択できるように就職・進路支援室及び自習室の充実を継続する。	(イ) 就職・進路支援室において、求人情報を職種・地域別別にファイリングして提供するとともに、情報提供スペースを増やした。学生用ホワイトボードに施設見学、就職体験研修、卒業者からのメッセージなどのコーナーを設けて、学生間で情報を交換できるようにした。卒業時アンケートでは、ファイルや資料について「利用しやすかった」と回答したのは66%、情報収集の方法では、「先輩の情報」が68%であった。また、自習室のPCを12台から16台に増設した。																									
(ロ) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。	27	(ロ) 就職・進路対策部会は、就職・進路相談など学生支援活動を継続して実施する。	(ロ) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭で構成し、専門性を生かした相談体制を継続した。また、2、3年次生に対しては、県内保健師採用試験状況一覧表を配布し、採用試験の方法や対策について説明した。																									
(ハ) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。	28	(ハ) 就職・進路対策部会は広報活動対策会議と連携を強化し、学生を支援する。	(ハ) 広報活動対策会議と就職・進路対策部会が連携して就職ガイダンス等を企画・実施し、学生を支援した。平成25年度の就職状況は次のとおり。 卒業生数 78名 就職者数 74名 県内就職者数 40名 県内就職率 54.1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健師</th> <th>助産師</th> <th>看護師</th> <th>養護教諭</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>59</td> <td>4</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>		保健師	助産師	看護師	養護教諭	計	県内	3	4	29	4	40	県外	4	0	30	0	34	計	7	4	59	4	74
	保健師	助産師	看護師	養護教諭	計																							
県内	3	4	29	4	40																							
県外	4	0	30	0	34																							
計	7	4	59	4	74																							

<p>(カ) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。</p>	29	<p>(キ) 学内LAN を利用して、看護師及び保健師国家試験の過去問題を継続して提供する。</p>	<p>(ク) 学内のどこからでも看護師・保健師国家試験WEB版を活用できるように学内LANを利用して継続して提供した。</p> <p style="text-align: center;"><国家試験合格率（平成26年3月卒）></p> <table border="1" data-bbox="1357 312 1731 469"> <thead> <tr> <th></th> <th>合格率</th> <th>全国合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>96.2%</td> <td>88.8%</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>98.7%</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>100%</td> <td>97.6%</td> </tr> </tbody> </table>		合格率	全国合格率	保健師	96.2%	88.8%	看護師	98.7%	95.2%	助産師	100%	97.6%	
	合格率	全国合格率														
保健師	96.2%	88.8%														
看護師	98.7%	95.2%														
助産師	100%	97.6%														

2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 研究の方向性 教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。 さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。
	(2) 研究の水準の向上と成果の公表 研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。 また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。
	(3) 研究倫理の遵守 看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認								
(1) 研究の方向性												
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 看護学領域の専門性の発展に繋がる研究の推進及び専門性を踏まえた学科及び研究科の教育内容・方法の改善に取り組み、その成果を検討する。	ア 看護学教育に関する研究として地域基礎看護学領域は1年次から4年次の各学年の地域基礎看護学における学修到達目標についての会議を定期的で開催し、内容を検討するとともに到達目標案を作成した。 育成期看護学領域においては、小児看護学における実習後の事例検討の意義について学生の学びを踏まえて学術集会で報告した。 4看護領域全体として4年間の集大成ともいえる卒業研究における学生の思考過程についての調査結果を分析し、4年次学生の思考過程が諸問題の解決に看護職者として責任もって取り組む方法で思考を進展させていること等を明らかにし、共有した。									
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設及び教育機関の看護職との共同研究について経年的課題分析を行い、看護職者ニーズを把握して、大学が取り組むべき研究課題について検討する。	イ 共同研究の課題等は下記のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>慢性疾患等の看護</td> <td>5題</td> </tr> <tr> <td>精神疾患の看護</td> <td>3題</td> </tr> <tr> <td>在宅療養支援</td> <td>1題</td> </tr> <tr> <td>高齢者の看護</td> <td>1題</td> </tr> </table>	慢性疾患等の看護	5題	精神疾患の看護	3題	在宅療養支援	1題	高齢者の看護	1題	
慢性疾患等の看護	5題											
精神疾患の看護	3題											
在宅療養支援	1題											
高齢者の看護	1題											

			<table border="1"> <tr> <td>育成期の看護</td> <td>2題</td> </tr> <tr> <td>看護人材育成</td> <td>5題</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17題</td> </tr> </table> <p>・対象施設：49施設 ・参加看護職等：122名</p> <p>発表の場である「共同研究報告と討論の会」では発表後に現場の看護職者と教員による討議を行い、看護実践改善への意見交換を行った。慢性疾患に関する看護のあり方および看護人材育成に関するあり方についてのニーズが高いことを確認した。</p>	育成期の看護	2題	看護人材育成	5題	計	17題	
育成期の看護	2題									
看護人材育成	5題									
計	17題									
(2) 研究の水準の向上と成果の公表										
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32	<p>ア 学会報告や学術誌の投稿実績及び内容を各領域で自己点検評価し、各領域及び教授会において研究の活性化及び内容の充実について検討する。</p> <p>イ 国際学会にて発表する等、国際的視点で研究活動を推進することを図る。</p>	<p>ア 活性化対策として、看護教育・看護実践に関する研究を学会や学会誌に報告することを教員会議等で呼びかけた。その結果、紀要第14巻1号への掲載は、巻頭言、総説1編、原著5編、研究報告5編、資料7編で総数18編と充実した。また学会誌等への論文掲載は26編、看護系学会学術集会への発表は33編（欧文発表4編）であり各領域による専門的な発表がなされた。</p> <p>イ 1名が海外研修支援事業を活用して、国際看護系学術集会への研究発表を行った(24th International Networking for Healthcare Education Conference 平成25年9月1日～9月7日 英国)。</p>							
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	<p>ウ 教員各自の専門分野の研究を推進・発展させるために、科学研究費補助金等への採択を支援するために、研究目的・計画内容の充実に向けた研修を推進する。</p>	<p>ウ FD委員会が科研申請計画書3事例を基に研修会を8月に開催し、参加した教員は48名（参加率91%）であった。</p> <p>科学研究費助成事業の新規応募資格者37名中、申請者数は10名（27%）であった。</p> <p>各種研究助成に関する公募情報をメールで20件提供した。</p>							
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集	34	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書を作成し、ホームページ（PDF）で紹介</p>	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書はPDF化し、ホームページで公開している。</p>							

<p>体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。</p>		<p>介し、コメントを看護研究センターが随時収集する体制を整備する。 オ 共同研究や修士論文について紀要への投稿を促し、看護実践研究を看護ケアの改革に発展させる方法を検討する。</p>	<p>オ 修士論文について紀要への投稿は4編あり、3編が掲載された。また、共同研究は、本学紀要への掲載4編および学会発表4件がなされた。</p>	
(3) 研究倫理の遵守				
<p>ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。</p>	35	<p>ア 本学教員等が行う研究について適切な研究倫理審査体制を進めるために、計画的な審査日程を検討し、教員に周知して、円滑に審査行う。</p>	<p>ア 研究倫理審査日程を4月の教員会議にて提示し、計画的に実施した。研究倫理審査会を6、9、11、2月の4回開催し、26件の倫理審査を行い、25件が承認された。</p>	
<p>イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。</p>	36	<p>イ 学生及び教職員を対象に行う実態調査と学生の授業レポート分析とを峻別し、利益相反の原則を遵守する倫理審査を部会に推進する。</p>	<p>イ 研究について強制力がかからない同意の取り方について研究倫理審査部会が検討し、具体的な方法を提示した。</p>	

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業者や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。</p> <p>(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 岐阜県内で就業している卒業生が本学諸行事に参加した場合等には、後輩への「メッセージ」記載を依頼し、在校生に本学卒業生の職場適応に関する情報提供を行い、県内就職を促進する。	ア 平成25年度は、年度当初から就職ガイダンスの日程を含め大学の就職支援スケジュールを全学生に周知した。1月に2、3年次生160名を対象に県内13医療機関就職ガイダンスを看護部長、卒業者の出席を得て行い、学生の参加者は、全体説明会143名、各施設単位の個別相談50名、卒業者との交流会38名であった。卒業者は11施設から20人の出席があり、卒業者と3年次生との交流会を行った。 また、卒後1年目交流会、2年目交流会および看護実践を語る会において卒業生による後輩へのメッセージ記載を依頼し、記載内容をオープンキャンパスおよび交流会報告書等で提示した。	
イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。	38	イ 看護実践現場における研究を促進させるために、県内の本学卒業生に対して、研究に必要な指導・助言と経費を助成する「卒業生研究支援事業」の実施を活性化する。 ウ 専門看護師コース修了者の専門看護師認定	イ 平成24年度から開始した卒業生研究支援に4件の応募があり、審査会での審議の結果、4件が支援事業対象となった。申請卒業生の卒業年度は、平成16年度2人、平成18年度1人、平成21年度1人である。 ウ 専門看護師コース修了者については、専門看護師資	

		審査合格、及び自施設での看護活動を充実させていくための支援を行う。	格審査申請に向けた支援を継続して行い、平成24年度修了者3名のうち2名(がん看護、小児看護各1名)が合格し専門看護師資格を取得した。その支援過程を基に、自施設での看護活動を充実させていくための方法に繋がるように助言した。
ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。	39	エ 同窓会と協働して、卒業者の看護実践を語る会の開催と充実を推進する。	エ 7月13日、11月9日に同窓会と協働で「看護実践を語る会」を開催し、卒業者延べ33名の参加があった。開催状況をホームページおよび同窓会だより(岐看の星)に掲載した。
(2) 看護生涯学習支援体制の充実			
ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を開発する。	40	ア 大学院看護学研究科修了者同窓会と協働して、専門看護師を含めた修了者の看護実践改革に向けた能力向上の支援方法について検討する。	ア 修士論文の紀要への投稿を同窓会にも呼びかけた。投稿の際指導教員は共著者として、論文の推敲について助言・指導を行い、その過程において看護実践改革に向けた能力の育成を継続支援した。今後も修士論文の紀要への投稿を呼びかけながら、修了者の看護実践改革に向けた能力を支援することとした。
イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。	41	イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を継続すると同時に、各機関における看護実践研究を自律的に推進するための方策について教員及び看護職者で検討する。	イ 共同研究事業17題および看護実践研究指導事業6題を継続した。 県内の保健・医療・福祉機関の看護職者を対象に、現地における研究推進方法に関する看護実践研究指導事業を継続実施し、研修会を2回開催した。1回目は24施設から35名、2回目は22施設から32名の参加者があった。
ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。	42	ウ 岐阜県看護実践研究交流会員の研究活動支援と、看護実践研究交流会の活性化に向けて企画・運営を支援する。	ウ 第11回岐阜県看護実践研究交流会を9月7日に共催し、174名の参加があった。交流会会員の発表演題10題のうち5演題は本学教員が研究支援を行っている研究課題(うち3題は卒業生研究支援)であった。開催にあたっては交流会員が行う運営を支援した。平成24年度修了生の修士論文報告14題の座長を指導教員が行い、意見交換の推進を支援した。 また、岐阜県看護実践研究交流会の会員に行う研究

			支援事業を10課題について行った。					
エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。	43	エ 本学図書館について、県内看護職の利用状況と看護職への文献ガイダンスの実施方法について、利用者の声等から利用上の課題を明確にし、学習環境の整備充実を図る。	エ 文献ガイダンスの対象を、県内医療機関への支援の観点から、県内在勤者向けに継続実施した。2回の講習会を行い、延べ30名の参加があった。 他大学や専門学校の学生など看護職者以外の一般利用者（1,126名）の図書館利用があった。					
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応								
ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。	44	ア 県内の専門性の高い専門看護師及び修士課程修了看護職者の充足及び定着を図る方策を検討する。	ア 2月に開催された岐阜県病院看護部長協議会において、本学大学院の特徴および専門看護師コースの特性について説明し（参加者160名）、岐阜県内専門看護師及び修士課程修了者の育成と活用について県内看護管理者と意見交換を行った。					
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	イ 専門看護師コースについて、県内看護職の需要を把握するために関係機関と継続的に検討する。	イ 看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会、就職ガイダンス時の懇談会等に看護管理者と専門看護師コース及び大学院修了生の需要について、意見交換した。					
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46	ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会との「看護人材に関する三者連絡協議会」並びに本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」において、高度実践看護職者のニーズ及び充足状況を検討する。 エ 岐阜医療系大学地域連携協議会の設立大学として、岐阜県内の保健医療福祉ニーズの分析及び対策を検討する。	ウ 本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」において、専門看護師等の充足と育成について協議会委員と意見交換を行った。 エ 岐阜医療系大学連携推進協議会における看護系大学として、岐阜県内の保健医療福祉ニーズを把握する方法について検討を行った。					
(4) 県の看護政策推進への寄与								
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。	47	ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等の企画・運営・実施・評価及び講師派遣に関する支援を行う。	ア 岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会や岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会の委員に引き続き就任するとともに、下記の研修について、企画・運営等の支援を行った。 <table border="1" data-bbox="1279 1297 1771 1417"> <thead> <tr> <th>研修名等</th> <th>対象者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療的ケア専門研修</td> <td>特別支援学校の看護講師</td> </tr> </tbody> </table>	研修名等	対象者等	医療的ケア専門研修	特別支援学校の看護講師	
研修名等	対象者等							
医療的ケア専門研修	特別支援学校の看護講師							

			<table border="1"> <tr> <td>障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解</td> <td rowspan="2">教員免許更新対象者</td> </tr> <tr> <td>保健室経営の充実</td> </tr> <tr> <td>高齢者権利擁護に係る看護実務者研修</td> <td>高齢者福祉施設看護職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健師現任研修</td> <td>新任者研修</td> <td>新規採用の保健師</td> </tr> <tr> <td>ステップアップ研修</td> <td>採用後4・5年目の保健師</td> </tr> <tr> <td>実習指導者・新任保健師指導者研修</td> <td>採用10年以上で実習指導や新任保健師の指導を担当する保健師</td> </tr> <tr> <td>管理者研修</td> <td>管理的立場にある保健師</td> </tr> </table>	障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解	教員免許更新対象者	保健室経営の充実	高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	高齢者福祉施設看護職員	保健師現任研修	新任者研修	新規採用の保健師	ステップアップ研修	採用後4・5年目の保健師	実習指導者・新任保健師指導者研修	採用10年以上で実習指導や新任保健師の指導を担当する保健師	管理者研修	管理的立場にある保健師	
障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解	教員免許更新対象者																	
保健室経営の充実																		
高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	高齢者福祉施設看護職員																	
保健師現任研修	新任者研修	新規採用の保健師																
	ステップアップ研修	採用後4・5年目の保健師																
	実習指導者・新任保健師指導者研修	採用10年以上で実習指導や新任保健師の指導を担当する保健師																
	管理者研修	管理的立場にある保健師																
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンクの役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の人材育成、看護実践力の改善等について、本学看護研究センター事業をとおして研究的に提案を行う。	イ 看護実践指導事業のうち「利用者ニーズを基盤にした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」を県医療整備課と連携して行った。															

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
<p>ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。</p> <p>そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。</p>	49	<p>ア 教員体制は、看護学科の教育及び地域貢献を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域及び看護研究センター責任者を中核に、連携協働により教育研究実施体制の充実を図る。</p> <p>イ 教員の研究教育能力を発展させるために大学院博士前期・後期課程での修学を支援する体制を推進する。</p> <p>ウ 優れた資質のある教員を必要時確保することができるように予算措置を行う。</p>	<p>ア 4看護専門領域責任教員と看護研究センター責任教員からなる「領域責任者会議」を2回開催し、教員の教育・研究環境に関して意見交換し、運営体制の強化を継続的に実施した。</p> <p>イ 領域責任者は領域内の教員について、大学院博士前期及び後期課程の未就学状況を把握し、個別的な学修支援を行った。</p> <p>ウ 優れた資質のある教員を必要時確保することができるように予算措置を行った。</p>	
<p>イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。</p> <p>専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。</p>	50	<p>エ 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の非常勤講師については、岐阜県内の大学等の諸機関と連携して、情報収集を図り、専門性に基づく配置により、教育内容の充実と教育効果を図る。</p>	<p>エ 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めた。学科においては「コミュニケーション論」「住まい・地域・都市」「科学史」「ジェンダー論」の非常勤講師を、上記の方針に基づき、採用した。</p> <p>大学院においては特に看護専門性を審議し、大学院修了者、看護管理者等を非常勤講師として採用した。</p>	
<p>ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。</p>	51	<p>オ 実習施設別に教員と施設の看護管理者及び実習指導者が実習目的・学修成果を確認・共有し、組織的な指導体制を整備し充実を図る。</p>	<p>オ 看護学実習において責任教員、実習学生、看護実習指導者等とのカンファレンスを定期的に取り入れ、学修成果の共有と課題の解決を行った。</p>	

(2) 教員の能力向上				
ア	本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。	52	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として、学生の学士力及び主体的学修能力の育成、専門科目の教育能力向上、専門科目と専門関連科目の関連性の強化、研究倫理遵守、及び共同研究等の活性化等の研修を組織的に企画し、実施する。	ア FD活動として次の企画を行い、ほぼ全職員が参加した。 ・「文部科学省科学研究費補助金申請に向けた研修会」(8月1日、参加率91%) ・「学士課程に関する研修会：学生の主体的学修を促す教育の取り組みや工夫」(12月24日、参加率96%) ・「岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援の充実に向けた研修会」(3月24日、参加率98%)
イ	現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 臨地実習・卒業研究等に関わる看護職者と大学教員双方の教育能力向上を目指した取組方法を教員及び実習指導者の授業評価を分析し検討する。	イ 領域実習及び卒業研究の実習終了後に、各領域での振り返りを行い、その後本学担当教員と個々の施設看護責任者・実習指導看護職と意見交換し、次年度への実習教育体制について対応策を検討した。
(3) 外部諸機関との連携				
	実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設(保健、医療、福祉、教育機関)の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護課題の解決に向けた研究的取組みの支援を行い、実習指導体制の強化を図る。 イ 県内の主な実習施設及び卒業者が多く就業している医療機関の管理者と人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援、看護実践能力の育成支援を行う。	ア 看護実践研究指導事業として昨年度開始した「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」を継続実施した。講義・グループワーク形式で行い、県内保健・医療・福祉施設から参加があり、1回目は24施設から35名、2回目は22施設から32名の参加があり、看護課題を研究的に取り組む体制を支援した。 イ 羽島市民病院、岐阜県総合医療センター、県立多治見病院、久美愛厚生病院を訪問して「人材育成に関する情報交換会」を開催し、看護部長、副看護部長、本学卒業生延べ19名と学部長、研究科長、領域責任者、看護研究センター教員等が看護実践能力の育成について意見交換した。

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 看護学部看護学科

中期目標に示している「看護専門職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を育成する」ための教育の成果を把握する取り組みとして、4年間の学士課程教育の集大成として取り組む卒業研究を取り上げ、学修における学生の思考過程を確認した。具体的には、卒業研究の内容・テーマ、学生の体験・学びおよび教員の指導内容について、指導担当教員が学生毎に記述し、その内容を集約し分析した。その結果、いずれの学生も取りあげた看護実践上の課題の解決に必要な看護について、自分自身が実施した看護実践に基づいて考察することができていることを確認した。また、教員は学生が看護実践を振り返り、考えを整理して表現できるように指導していることが明確になり、これらの成果を教員間で共有した。

本学科は、これまでに全授業科目について、学生による授業評価および教員による授業評価を実施し、授業改善につながる恒常的なシステムを確立しているが、平成25年度は授業評価結果を学生に公表する仕組みを創り実施した。専門科目（実習科目および自由科目を除く。）、専門関連科目および教養科目については専任教員が科目責任者の科目について、学生の学修への取り組み状況を主とした授業評価結果と教員による授業改善措置等のコメントを掲示にて公表した。

また、学生の主体的な学修を促進するためにシラバス（授業計画）の充実を図った。平成26年度のシラバス作成時に、シラバスの記載方法として授業回数ごとに授業内容と授業方法を記載すること、事前・事後の学修について記載すること、評価方法を具体的に記載すること等について、教員間で申し合わせ、非常勤講師にも説明して作成を依頼した。記載が十分でない科目については個別に再度依頼した。その結果、ほとんどの科目において授業回数ごとの授業内容が示され成績評価方法が具体的に記述されるようになった。学生の主体的な学修支援を促進するために、教員の能力向上を図るために毎年実施しているファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会では、学士課程教育において学生が主体的に学修する能力を育成する教員の役割や教育方法について、小グループによる意見交換を実施し具体的に検討することができた。

さらに、教育課程を一部改訂し教育の充実を図った。4年次の卒業研究における看護学実習において、それまでの学修内容を生かして援助対象者の理解を深めることができるように、「コミュニケーション論」および「ジェンダー論」の配当セメスターを4年次後期の8セメスターから3年次後期の6セメスターに変更した。

(2) 大学院看護学研究科

平成25年度は、博士前期課程15名が修了した。このうち1名は、専門看護師コースの修了者（慢

性看護1名）であり、次年度、専門看護師認定審査を受ける予定である。

平成24年度に専門看護師コースを修了した2名（小児看護1名、がん看護1名）に対しては、専門看護師認定審査に向けて指導教員が中心となって相談・支援を行った。その結果、2名とも合格し、本学修了者の専門看護師は7名（慢性看護1名、小児看護3名、がん看護3名）となった。

日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の改訂に伴い、本研究科の教育目標である看護実践の場で活躍する専門性の高い人材の育成に向けて、教育課程を見直し充実させるために、平成25年度から臨床薬理学を開講した。

本研究科の博士前期課程の教育目標は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成であり、平成18年度からFD研修会を継続実施し、4領域に共通した修士論文（専門看護師コースにあっては課題研究レポート）の指導方法の開発に取り組んできている。修了時に実施している学生・同僚・上司による評価（三者評価）結果では、概ね博士前期課程の教育目標に合致した人材育成ができていたことが確認できた。

また、博士前期課程・博士後期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て次年度学生便覧に明記することとした。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己の専門性を深めると同時に、その成果が学部・大学院教育方法の開発に連動するように、研究活動は個人及び領域単位に、主体的・計画的に行うことの推進を継続して実施した。研究基盤づくりの一つとして学術研究助成基金助成金申請に向けたFD研修会を2回実施し、さらに申請者は研究計画書を領域教授及び領域責任教授の指導を受け、次に学長、学部長が申請書の内容を確認し、個別の面談により最終指導を行った。平成25年度は前年度に新規申請した7件のうち3件が採択されたことにより、教員の30%（16名：新規3名、継続13名）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として、本学紀要、関連する学術集会及び専門分野の学会誌への投稿があり、本学紀要への掲載論文数は総説が1編、原著が5編、研究報告5編で計11編となり昨年より質量ともに増加した。また紀要に本学教員の博士論文や修士論文の掲載は従来から実施されているが、昨年度より本学大学院修了者が修士論文を指導教員の指導を再度得ながら、共著で投稿できる制度を設け今年度は3編が掲載された。関連する専門領域の学会学術集会への発表演題数は国内学会が3編、海外の国際学術集会での発表が4編あり、1名が海外研修支援制度を活用した。今後学術集会での報告論文が、紀要をはじめ学会誌に投稿することが求められる。共同研究事業の17研究課題はすべて研究倫理審査部会の審査を経て進めており、共同研究する看護職者の職場は医療・保健・福祉・教育機関と岐阜県内の多くの分野に及んでおり、職種も看護師・保健師・助産

師・養護教諭と多様であり、教員は研究的に取り組む過程で、看護実践課題への解決能力の向上と教育能力向上の発展につながっている。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

看護人材育成の拠点として学部卒業者の就業定着を支援するために、「新卒者1年目・2年目交流会」、「看護実践を語る会」をそれぞれ年2回開催した。また岐阜県内で就職している本学卒業者の看護実践能力の育成を支援するための「卒業生研究支援事業」において、応募のあった4名（助産師、看護師、養護教諭）に上限10万円の助成金支給と指導教員2名ずつを選任し、看護実践研究を推進した。また学部卒業生及び大学院修了者が比較的多く就業している県内4医療機関において看護部管理者と卒業生、学部長、研究科長、看護学領域責任教授および看護研究センター教員が、それぞれの看護実践活動の状況と今後の看護実践の改善・改革を推進する課題及び本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後一緒に取り組む体制について意見交換した。

岐阜県看護職者が看護実践の改善・改革に活かせるように、6つの看護実践研究指導事業を行った。東濃圏域の訪問看護ステーション及び医療機関に就業している訪問看護師を対象に「地域における訪問看護ステーションの活動を充実発展させるために」をテーマにワークショップを行い参加者13名があった。保健・医療・福祉機関において看護実践の改善・改革を研究的に取り組む研究環境を推進するために、岐阜県保健・医療・福祉機関において指導的に教育・研究を推進している中堅以上看護職を対象に、「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」をテーマに大学で2回の研修会（事例報告とグループワーク）を開催し、第1回目は24施設から35名、第2回目は22施設から32名の参加者があった。2回の研修会に参加した参加者に修了書を授与した。県内医療機関の看護職者を対象に、「利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」に関する研修会（講義とグループワーク）を県医療整備課と協働で行い、28施設85名の参加者があり、研修後の課題レポート提出を踏まえ当該研修会の修了書を授与した。地域で取り組む育児支援を考える目的で2回の研修会を開催した。第1回は飛騨地域で「お母さんと赤ちゃんにやさしい地域づくり」、第2回は岐阜地域で「医療施設と地域保健の連携と協働を目指して」をテーマに実施し、講義と討議を行い38名の参加があった。特別支援学校に勤務する看護師の専門性の向上と自立への支援を目的として取組みを行い、それぞれの看護師の悩みや戸惑いを話し合いながら看護師同士が繋がるピアサポート体制を創るために研修会を開催し、22名の参加があった。これらの取組みにより看護実践における課題を踏まえた看護職者の支援活動を行うことができた。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

平成25年度は、学生の主体的な学修を促す教育の在り方について検討することを目指し、学士課程

に関する研修会として「学生の主体的学修を促す教育の取り組みや工夫」をテーマに12月に開催し、昨年度の「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」について教務委員会から報告を受けた後、グループ討議にて検討を行った。また、3月には看護実践研究の指導能力の向上に向けて、「岐阜県看護実践研究交流会員への研究支援の充実に向けた研修会」を開催し、これまでの研究支援の実績をふまえ、今後の研究推進方法について検討を行った。

教員が専門科目である看護学の学修に必須となる専門関連科目に関する学生の学びを理解して、本学の教育目標を効果的に達成できるように、今年度は「福祉学」4科目と「保健学」4科目について専門関連科目の学内担当教員が学生の学びに関わる状況と問題点及び学習へのオリエンテーションについて、概要の説明、教授内容・状況と課題を説明し、共有した。このように全教員を対象に計画的に、必要な課題についてFD活動を行い、教員の教育能力を研鑽している。

看護学科の教育を担当する教員の教育・研究能力の質を担保するために、教員には看護学系の修士号及び博士号を修得するように、本学の大学院及び他看護系大学院への就学を指導し支援した。平成25年度は本学大学院博士前期課程には5名の教員が、博士後期課程には4名の教員が就学している。他看護系大学院博士前期課程には1名の教員が、博士後期課程には4名の教員が就学している。その結果、講師以上は8割が博士學位取得及び履修中となり、助教は7割が修士學位取得及び履修中となった。

卒業生が就職している医療施設に訪問し「人材育成に関する情報交換会」を開催し、看護部、卒業生、大学教員が看護実践能力の研修方法について意見交換し、卒業生の実践能力向上の支援を行った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 業務運営体制の構築											
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。	III	III	III			55	ア 業務運営体制の充実を図るため、大学将来ビジョンの作成に向け検討する。	ア 県内の看護系大学が増加するなど本学を取り巻く環境が変化する中、本学が進むべき方向性を明確にするため、新たなビジョンの作成に着手した。 ・看護系単科大学の所在県内における競合状況の洗い出し ・方向性の視点の整理	III		
イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。	III	III	III			56	イ 事務局契約職員の雇用方針を確立し、これに基づき平成26年度契約職員の採用から実施する。	イ 法人化以後も県の雇用形態を適用していた事務局契約職員についての雇用方針を確立した。平成26年度の契約職員については、新たな雇用方針に基づき採用することとした。	III		
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速	III	—	—			57		中期計画達成済			

な意思決定を図る。												
(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築												
教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。	III	III	—			58		中期計画達成済				
(3) 外部意見の反映												
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。	III	—	—			59		中期計画達成済				
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。	III	III	III			60	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の他、県内の看護関係組織等との交流の場を活用し、県内の看護課題について大学が関わる課題や大学への意見要望を把握する。	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を開催し、県内看護職の大学への要望の把握に努めた。(平成25年7月3日開催 委員数10名 うち参加者9名) また、いただいた意見については、議事録を作成し大学HP上で公開した。	III			
(4) 業務運営の適正化												
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。	III	III	III			61		中期計画達成済				
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。	III	III	III			62	内部監査に関する研修方針に基づき作成した研修メニューを職員に実施する。	一般社団法人日本経営協会が主催する「学校法人のための内部監査体制強化セミナー」を監査担当者が受講した。(平成25年11月29日)	III			

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保
	<p>ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>
	(2) 評価制度の構築
	法人業務の質の向上を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 人材の確保											
ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。	III	III	III			63	教員の勤務環境を整備する。	演習室の暖房対策として、全14室にタイルカーペットを敷設した。	III		
(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。	IV	-	-			64		中期計画達成済			
イ 事務職員											
社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。	-	III	III			65	昨年度実施した法人職員採用試験の検証を行うとともに、採用計画に基づき、司書採用試験を実施する。	採用計画に基づき、新規採用職員(図書館司書)を募集し、採用試験を実施した結果、1名を採用した。	III		
(2) 評価制度の構築											
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。	III	IV	III			66	事務職員については、評価制度に沿って、人事評価を試行するとともに、その結果を検証し、修正等を行う。 教員については、評価制度の素案を作成する。	教員評価制度の構築のため、他大学の教員評価の情報を収集するとともに、平成27年度試行に向けた具体的なスケジュールを作成した。また、事務職員に対する人事評価を実施した。	III		

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
事務実施体制を随時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。	—	III	III			67	事務職員の適性配置に向けた検討を行う。	法人化以後の事務組織について検証し、事務改革基本方針策定に向けて事務局において検討を開始した。 ・事務組織再編 ・事務効率化 ・事務職員の適性配置	III		
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。	II	IV	—			68		中期計画達成済			
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手順の効率化を図る。	III	III	III			69	ア 事務の実態に適合しているかどうかの観点から、文書管理規程、会計規程等を検証し、必要に応じて見直しを行う。	ア 入札執行通知において、契約保証金の免除に関する記載を見直し、規程に則った記載へと改めた。 予算執行の検収報告書について、実際に検収を行った日を検収報告書に記載するよう事務を改めた。	III		

								<p>随意契約とする場合について、該当事由を明確にし適正な運用を行った。</p> <p>文書管理については、現行の文書管理規程に基づく文書の保管と実際の保管状況が乖離していたため、文書管理規程を改正し、実態に即した規程にするとともに、各担当者において不要文書等の整理を実施した。</p>			
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。	III	III	III			70	イ プロパー職員への事務の継承が円滑にできるように、業務マニュアルの整備を継続する。	<p>イ 職員に対して、業務マニュアルの作成の必要性を継続して呼びかけて、以下の業務マニュアルを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科研費年間業務マニュアル ・決算業務マニュアル ・雑誌除籍作業マニュアル ・新規雑誌登録（情報館）マニュアル 	III		

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。</p> <p>また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。</p>
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立											
ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。	—	III	III			71	ア 危機管理マニュアルを全学に明示する。	ア 危機管理マニュアルについては、危機管理対策会議で検討をした結果、学生への取り組みも含めたマニュアルへと拡大させることとなったため、平成26年度中の整備を目指して新たに取掛かった。	II		
イ 安全管理の課題把握を確実にし、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対応体制の充実を図る。	III	III	III			72	イ 安否確認を実施し、災害時に備えた対応体制の充実を図る。	イ 全学生及び教職員を対象とした安否確認訓練(試行)を2回実施した。 ・第1回 平成26年1月28日(火) 20:00 ・第2回 平成26年2月18日(火) 13:21	III		
(2) 安全環境の確保と指導											
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。	III	III	III			73	/	中期計画達成済	/		
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。	III	III	—			74	/	中期計画達成済	/		
(3) 健康危機管理と対策											

ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。	III	III	III		75		中期計画達成済			
イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。	III	III	—		76		中期計画達成済			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立										
情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。	II	III	IV		77	<p>情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ管理を行う。</p> <p>また、情報セキュリティ研修を実施する。</p>	<p>全学生及び教職員を対象とした情報セキュリティ研修を2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成25年7月29日（月） 13:00～14:30 参加者：4年次生、教職員 約30名 ・第2回 平成25年10月1日（火） 13:00～14:30 参加者：1～3年次生、教職員 約240名 <p>情報セキュリティ対策基準については、チェックシートを集計し、現状を把握のうえ、平成26年度に実態に則した基準を策定する。</p>	III		

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 契約職員の雇用方針の確立

契約職員の雇用条件については、法人化以後も県の雇用形態を適用していたため、全面的に見直しを行った。

平成26年度の契約職員の採用にあたり、現勤務者については、当該雇用方針について説明のうえ、引き続き勤務を行うかどうかの意思確認を実施し、平成26年4月1日に新たな雇用方針に基づき採用することとした。

現 行		改正後	
職区分	職名	職区分	職名
専門業務職員	第1種専門業務職員（7名）	業務職員	大学用務専門職員（1名） 事務専門職員（8名）
	第2種専門業務職員（1名）		保健専門職員（1名）
補助業務職員	第1種補助業務職員（5名）	補助職員	第1種補助職員（3名）
	第2種補助業務職員（0名）		第2種補助職員（0名）

○平成26年度の雇用状況

・引き続き勤務（10名）

事務専門職員（8名）、保健専門職員（1名）、第1種補助職員（1名）

・新規採用（3名）

大学用務専門職員（1名）、第1種補助職員（1名）、第1種補助職員（障がい者）（1名）

なお、本学における法定の障がい者雇用率達成に向け、平成26年度から1名採用するため、公募を実施した。

○新規採用にあたっての応募状況

・平成26年1月21日（火） 第1種補助職員（障がい者） 4名

・平成26年3月 7日（金） 大学用務専門職員 11名

第1種補助職員 2名

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) プロパー職員採用試験の実施

プロパー職員採用計画に基づき、法人化後3回目の事務局職員（図書館司書）採用試験を実施した。

・第1次試験 平成25年 7月 7日（日） 教養試験及び論文試験
（応募者数159名、受験者数117名、合格者数16名）

・第2次試験 平成25年 8月11日（日） 適性試験、口述試験及びグループ討論
（受験者数14名、合格者数6名）

・第3次試験 平成25年 9月29日（日） 口述試験
（受験者数3名、合格者数1名）

3 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安否確認訓練の実施

・第1回 <日時> 平成26年1月28日（火）20:00

<対象> 教員52名、職員27名、学部学生243名、大学院生34名

<実施結果（携帯電話から有効な安否確認の返答があった数）>

教員 38/ 52、職員 22/ 27、学部学生 167/243、大学院生 11/ 34

・第2回 <日時> 平成26年2月18日（火）13:21

<対象> 教員52名、職員27名、学部学生243名、大学院生34名

<実施結果（携帯電話から有効な安否確認の返答があった数）>

教員 42/ 52、職員 24/27、学部学生 142/243、大学院生 9/34

*第2回は、春季休業中の昼間に実施したため、特に学生の回答が減った状況にあった。

(2) 情報セキュリティ研修の実施

昨今のスマートフォンの急速な利用拡大に伴い、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の安易な利用によるトラブルが発生している状況を受け、特に学生への喚起が必要なことから、全学生・教職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した。

<講師> 岐阜大学総合情報メディアセンター教授

岐阜大学情報セキュリティ最高責任者（CISO）

村瀬 康一郎教授

<内容> スマートフォン・SNSの危険性とマナーを知ろう

<対象者> 教員52名、職員27名、学生322名

- ・第1回 平成25年 7月29日(月) 13:00~14:30
4年次生、教職員 参加約30名
- ・第2回 平成25年10月 1日(火) 13:00~14:30
1~3年次生、教職員 参加約240名

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。
	(2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採 択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を 積極的に行う。	III	III	III			78	寄付金募集の案内をホームページ に掲載する。	外部資金確保対策会議におい て、ホームページ記載内容を検討 し、3月に寄付金に関する募集ペ ージを掲載した。	III		
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で 施設等を実費など適正な料金で開放する。	IV	III	—			79		中期計画達成済			
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に 繋がることのないよう、受益者負担の原則に基 づく利用者の応分の負担を検討する。	III	III	III			80		中期計画達成済			

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。	III	III	III			81	(1) 経営感覚を高めるために、職員に対して財務情報やコストにかかわるデータを明示する。	(1) 職員に対し、ホームページ上で公開している財務情報について周知したほか、年度途中の予算執行状況を共用フォルダに随時保存することとし、計画的な執行に努めるよう周知した。また、毎月の電気使用量について、大学管理・運営会議及び教授会で報告を行い、節電対策の効果について意識を高めた。	III		
(2) 管理的経費の削減を図る。	III	III	III			82	(2) 経常経費については、対前年比1%以上の削減に努める。	(2) 管理的経費について、対前年比1%の削減を達成した。	III		

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期 目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。
----------	-----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。	III	III	III			83		中期計画達成済			

○ 財務内容の改善に関する特記事項

特記事項なし

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。</p>
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。	III	III	III			84					
(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会にて受審する。	III	III	III			85					

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期 目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。	III	III	—			86		中期計画達成済			
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。	III	III	III			87	情報公開を充実させるために、ホームページのリニューアルについて検討する。	ワーキンググループで構成案を作成し、各委員会等情報管理部署に意見照会を行った上で、結果を構成案に反映させた。	III		

○ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

特記事項なし

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実にを図る。	III	III	III			88	(1) 学術情報流通における電子化の進展に伴い、雑誌の電子ジャーナル化の推進を検討する。	(1) 洋雑誌の見直しとあわせて電子ジャーナル化についても教員へのアンケートを行い、図書館運営委員会で検討を行った。その結果、利用頻度が低いため、今年度は新規の電子ジャーナルへの切り替えは行わず、導入済みの電子ジャーナルの利用促進を図ったうえで新規導入を進めることとした。	III		
(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。	—	III	—			89	/	中期計画達成済	/		
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。	III	III	II			90	(2) 中期修繕計画に基づき、入退室管理システム等の更新を行う。	(2) 入退室管理システムの更新を行った。 <入 札> 平成25年11月11日(月) <工事期間> 平成26年2月5日(水) ～平成26年3月31日(月)	III		

(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。	III	III	III			93		中期計画達成済		
-------------------------	-----	-----	-----	--	--	----	--	---------	--	--

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期 目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。
----------	----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。	III	III	II			94	省エネルギー計画を作成する。	大学のエネルギー使用状況を把握し、学内照明のLED化を始め省エネルギーに配慮した設備の導入を進めるなど実効性のある省エネルギー計画案を作成した。	III		
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。	III	III	III			95	/	中期計画達成済	/		

○ その他業務運営に関する特記事項

1 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) ハラスメント研修を実施

ハラスメントに対する認識を深めるため、外部講師による研修会を実施した。特に教職員向け研修では、講師による講義のほかにグループワークやアンケートを実施する等、啓発方法に工夫をした。

① 学生向け研修会

<実施時期> 平成25年4月23日(水) 14時40分～16時10分

<テーマ> 「大学生とハラスメント」(講師:名古屋大学ハラスメント相談センター相談員)

<参加者> 77名(1年次生対象)

② 教職員向け研修会

<実施時期> 平成25年9月24日(火) 13時00分～14時30分

<テーマ> 「大学のハラスメントについて～ハラスメントを防止するために～」(講師:同上)

<参加者> 61名(教員46名、事務職員15名)

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4,035	運営費交付金	729	運営費交付金	622
自己収入	1,373	自己収入	235	自己収入	239
授業料等収入	1,295	授業料等収入	219	授業料等収入	219
雑収入	78	雑収入	16	雑収入	19
計	5,408	寄付金収入	0	寄付金収入	0
		目的積立金取崩	26	目的積立金取崩	13
		計	990	計	875
支出		支出		支出	
業務費	4,814	業務費	888	業務費	756
教育研究経費	1,001	教育研究経費	233	教育研究経費	197
人件費	3,813	人件費	655	人件費	559
一般管理費	594	一般管理費	102	一般管理費	70
計	5,408	計	990	計	826

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

2 収支計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
費用の部	5, 536	費用の部	942	費用の部	832
経常費用	5, 509	経常費用	942	経常費用	832
業務費	4, 455	業務費	838	業務費	738
教育研究経費	642	教育研究経費	183	教育研究経費	178
人件費	3, 813	人件費	655	人件費	560
一般管理費	594	一般管理費	59	一般管理費	49
財務費用	8	財務費用	1	財務費用	1
雑損	0	雑損	0	雑損	0
減価償却費	452	減価償却費	44	減価償却費	43
臨時損失	27	臨時損失	0	臨時損失	0
収益の部	5, 536	収益の部	920	収益の部	869
経常収益	5, 509	経常収益	920	経常収益	869
運営費交付金収益	3, 961	運営費交付金収益	687	運営費交付金収益	600
授業料等収益	1, 295	授業料等収益	191	授業料等収益	208
財務収益	0	寄付金収益	0	寄付金収益	0
雑益	78	財務収益	0	財務収益	0
資産見返運営費交付金等戻入	7	雑益	15	雑益	20
資産見返物品受贈額戻入	168	資産見返運営費交付金等戻入	1	資産見返運営費交付金等戻入	0
臨時利益	27	資産見返寄付金戻入	1	資産見返寄付金戻入	0
		資産見返物品受贈額戻入	25	資産見返物品受贈額戻入	39
		臨時利益	0	臨時利益	0
純利益	0	純利益	△22	純利益	36
総利益	0	目的積立金取崩益	22	目的積立金取崩額	9
		総利益	0	総利益	45

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているの
で、合計額と一致しないことがあります。

3 資金計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
資金支出	5,408	資金支出	990	資金支出	1,047
業務活動による支出	5,050	業務活動による支出	915	業務活動による支出	763
投資活動による支出	73	投資活動による支出	57	投資活動による支出	131
財務活動による支出	285	財務活動による支出	18	財務活動による支出	18
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0	次期への繰越金	134
資金収入	5,408	資金収入	990	資金収入	1,047
業務活動による収入	5,408	業務活動による収入	990	業務活動による収入	857
運営費交付金による収入	4,035	運営費交付金による収入	729	運営費交付金による収入	617
授業料等による収入	1,295	授業料等による収入	219	授業料等による収入	217
その他の収入	78	寄付金収入	0	寄付金収入	0
投資活動による収入	0	その他の収入	16	その他の収入	21
財務活動による収入	0	目的積立金取崩収入	26	目的積立金取崩収入	0
		投資活動による収入	0	投資活動による収入	100
		財務活動による収入	0	財務活動による収入	0
				前期からの繰越金	90

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	平成22～24年度の剰余金を合わせた1億3千万円を目的積立金とし、このうち1千3百万円を取り崩して、教育研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善に充てた。 使途の内容 実習室関係備品整備費、卒業者研究支援事業費、海外研修費、自習室改修

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号6.3～6.6）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

